

令和3年(2021年)1月19日  
午後4時～午後5時30分  
於:高層棟4階特別会議室(オンライン)  
都市計画部 住宅政策室

## 令和2年度 第11回 政策会議

### 吹田市積立基金条例の一部改正について(案件1)

市営住宅の整備に係る財源に充てる「市営住宅整備基金」を新たに設置することに  
伴い、吹田市積立基金条例を一部改正しようとするものです。

#### 1 基金設置の背景及び趣旨

本市では、老朽化した市営住宅の建替えに当たって、団地の集約や統合を実施することで、効果的かつ効率的な整備となるよう、津雲台第1住宅等5団地を集約する「新佐竹台住宅集約建替事業」や岸部北住宅及び岸部中住宅(北・南)を統合する「(仮称)岸部中住宅統合建替事業」に取り組んでいます。

これらの事業を進めることにより、用途廃止された市営住宅用地については、公有地利活用の考え方に基づき、他の行政ニーズでの利活用の予定がある場合を除き、民間事業者等へ売却することとなります。

なお、売却による代金については、公営住宅法等の法令に基づき、市営住宅の整備の財源とすることが求められていることから、特定の目的のために資金を積み立てることができる基金として、【市営住宅整備基金】を新たに設置しようとするものです。

#### 2 設置する基金

吹田市積立基金条例 第1条 第1項 第16号の次に次の1号を加える。

(17) 市営住宅整備基金 市営住宅の整備資金積立て

#### 3 基金の財源

用途廃止を行った市営住宅用地の財産売払収入

#### 4 基金の運用

市営住宅の整備に必要な費用に充当します。

#### 5 基金設置時期

新佐竹台住宅集約建替事業に伴い用途廃止を行った「津雲台第1住宅」及び「佐竹台住宅」用地については、既に家屋の除去が完了し、早ければ令和3年度(2021年度)中に売却できる状況であることから、令和3年(2021年)2月定例会に「吹田市積立基金条例 改正案」を提案する予定です。